

3. 福祉用具専門相談員との多職種連携に係る事例収集（ヒアリング調査）

3-1. 調査概要

（1）調査の目的

介護保険の福祉用具貸与は、「利用者へのサービス提供を担う福祉用具専門相談員」と「関係する他職種等」から構成されるケアチームにより定期的実施される利用者の居宅への訪問やサービス提供の場において、利用者の身体状況や住環境等の変化を確認することで得た情報を基に適合状況を多面的に把握することにより、福祉用具の適時・適切な利用と安全性を担保している。

上記を踏まえ、福祉用具貸与における福祉用具専門相談員が実施したモニタリング結果等を活用した福祉用具専門相談員と多職種連携の具体的な取組事例を収集し、ケアチームとしての「福祉用具の適時・適切な利用」「利用者の安全性の確保」の実態を整理することを目的とするヒアリング調査を実施した。

（2）調査対象

福祉用具専門相談員が回答したアンケート調査（提供実務票）の結果を踏まえ、多職種連携による効果が発揮できた事例を持つ以下のケアチームを調査対象とした。ケアチームの概要は以下の通り。なお、福祉用具貸与サービスの利用期間が1年程度の事例を「短期利用」と整理した。

図表 103 複数サービス利用・短期利用①

No.	事例の概要	ケアチームメンバー
1	・ 71 歳、男性、要介護 3、肺がん（末期） ・ 利用期間：1 年未満（2021 年 3 月から） ・ 貸与：車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、手すり ・ 販売：シャワーチェア、住宅改修：なし	・ 福祉用具専門相談員 ・ 介護支援専門員 ・ 訪問看護担当者 ・ 訪問診療担当者 ・ 訪問入浴担当者
2	・ 82 歳、女性、要介護 2 ・ 利用期間：1 年（2020 年 12 月から） ・ 貸与：歩行器、手すり ・ 購入：なし、住宅改修：なし	・ 福祉用具専門相談員 ・ 介護支援専門員 ・ 通所介護担当者 ・ 通所介護（リハビリ中心型）担当者 ・ 短期入所担当者 ・ 訪問看護担当者
3	・ 85 歳、男性、要介護 2、座骨神経痛、がん（末期） ・ 利用期間：1 年（2020 年 12 月から） ・ 貸与：車いす、歩行器、特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレス） ・ 購入：なし、住宅改修：なし	・ 福祉用具専門相談員 ・ 介護支援専門員 ・ 訪問リハビリ担当者 ・ 訪問診療担当者

図表 104 複数サービス利用・短期利用②

No.	事例の概要	ケアチームメンバー
4	・73 歳、男性、要介護 5 ・統合失調症、右下肢欠損（義足） ・利用期間：1 年半（2021 年 8 月から） ・貸与：車いす、特殊寝台、特殊寝台付属品、手すり ・購入：シャワーチェア、グリップ ・住宅改修：なし	・福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員 ・訪問介護担当者
5	・75 歳、男性、要介護 4 ・高ナトリウム血症 ・利用期間：1 年未満（2021 年 9 月から） ・貸与：車いす、特殊寝台、特殊寝台付属品 ・購入：入浴補助用具、住宅改修：なし	・福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員 ・通所介護担当者
6	・46 歳、女性、要介護 2 ・多系統萎縮症 ・利用期間：1 年（2021 年 2 月から） ・貸与：車いす、特殊寝台、手すり ・購入：なし、住宅改修：なし	・福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員 ・訪問リハビリ担当者 ・訪問介護担当者 ・訪問看護担当者

図表 105 複数サービス利用・長期利用①

No.	事例の概要	ケアチームメンバー
7	・94 歳、女性、要介護 2 ・アルツハイマー型認知症 ・利用期間：4 年（2018 年 4 月から） ・貸与：歩行器 ・購入：なし、住宅改修：なし	・福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員 ・通所介護担当者
8	・84 歳、女性、要介護 3 ・脊椎小脳変性症、腰部圧迫骨折 ・利用期間：3 年（2019 年 1 月から） ・貸与：車いす、歩行器、特殊寝台、特殊寝台付属品、手すり、昇降座椅子 ・購入：なし、住宅改修：なし	・福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員 ・通所介護担当者 ・通所介護（リハビリ中心型）担当者 ・訪問リハビリ担当者
9	・93 歳、女性、要介護 4、うつ ・利用期間：2 年（2019 年 12 月から） ・貸与：車いす、歩行器、手すり ・購入：なし、住宅改修：なし	・福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員 ・通所リハビリ担当者 ・訪問リハビリ担当者
10	・55 歳、女性、要介護 3、左被殻出血、失語症 ・利用期間：2 年（2020 年 3 月から） ・貸与：車いす、歩行補助つえ、手すり ・購入：シャワーチェア、バスボード ・住宅改修：手すり	・福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員 ・訪問介護担当者 ・訪問看護担当者

図表 106 複数サービス利用・長期利用②

No.	事例の概要	ケアチームメンバー
11	・ 82 歳、女性、要介護 1、既往病なし ・ 利用期間：2 年半（2019 年 8 月から） ・ 貸与：特殊寝台、特殊寝台付属品、歩行器、スロープ、歩行補助つえ ・ 購入：シャワーチェア、住宅改修：なし	・ 福祉用具専門相談員 ・ 介護支援専門員 ・ 通所介護担当者
12	・ 91 歳、男性、要介護 1、慢性持続性肺疾患 ・ 利用期間：6 年（2016 年から） ・ 貸与：特殊寝台、特殊寝台付属品、歩行器、手すり ・ 購入：シャワーチェア、住宅改修：手すり	・ 福祉用具専門相談員 ・ 介護支援専門員 ・ 訪問リハビリ担当者 ・ 訪問介護担当者 ・ 訪問看護担当者 ・ 訪問診療担当者
13	・ 89 歳、女性、要介護 2、がん（末期） ・ 利用期間：4 年（2018 年から） ・ 貸与：特殊寝台、特殊寝台付属品 ・ 購入：腰掛便座、入浴補助用具 ・ 住宅改修：なし	・ 福祉用具専門相談員 ・ 介護支援専門員 ・ 通所介護担当者 ・ 訪問看護担当者 ・ 訪問診療担当者

図表 107 福祉用具貸与のみ利用①

No.	事例の概要	ケアチームメンバー
14	・ 55 歳、男性、要介護 3、同居家族あり、パーキンソン病 ・ 利用期間：4 年（2017 年 11 月から） ・ 貸与：特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレス、介助バー、サイドテーブル）、手すり、移動用リフト（昇降座椅子） ・ 購入：シャワーベンチ、住宅改修：なし	・ 福祉用具専門相談員 ・ 介護支援専門員
15	・ 75 歳、男性、要介護 1 ・ ヘルニア、脊柱管狭窄症、肺がん ・ 利用期間：4 年（2017 年 11 月から） ・ 貸与：歩行器 ・ 購入：なし、住宅改修：なし	・ 福祉用具専門相談員 ・ 介護支援専門員
16	・ 81 歳、女性、要介護 1、独居 ・ 既往病なし ・ 利用期間：4 年（2018 年 4 月から） ・ 貸与：歩行器、特殊寝台 ・ 購入：なし、住宅改修：手すり	・ 福祉用具専門相談員 ・ 介護支援専門員

(3) 調査方法

訪問またはオンラインにて実施

(4) 調査期間

令和3年10月～令和4年1月

(5) 主なヒアリング項目

主なヒアリング項目は以下の通り。

図表 108 事例収集 主なヒアリング項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. ケアチームの概要・職種2. 対象とする利用者の概要3. 福祉用具の利用状況確認場面での連携<ol style="list-style-type: none">①福祉用具専門相談員の役割・専門性②多職種連携の取組み、ケアプランへの反映4. 当該利用者に対するチームケアによる効果5. 効果的なチームケアを実施するにあたっての課題 |
|---|

3-2. 事例の整理

収集した事例について、利用者の状態像やチーム構成等を踏まえ 10 事例に集約した。整理した各事例を以下の通り。詳細は次頁以降に示す。

図表 109 事例一覧

事例番号	テーマ区分	事例タイトル
事例 1	短期利用 複数サービス利用 ターミナルの利用者	身体機能の変化や本人の希望をふまえ、他職種連携により適時適切な福祉用具を提供、在宅での看取りを実現
事例 2	短期利用 福祉用具単品利用 ターミナルの利用者	他職種からの早期の情報共有により、迅速な対応と適時適切な福祉用具の提供、在宅での看取りを実現
事例 3	短期利用 複数サービス利用	他職種連携により適切な福祉用具の提供、迅速な不具合の把握と適切な対応による利用安全の確保を実現
事例 4	短期利用 複数サービス利用	リハビリ職・訪問系サービス担当者からの情報共有もふまえ、他職種で適合確認を実施、適切な福祉用具の提供を実現
事例 5	短期利用 複数サービス利用	緊密な他職種連携、および貸与・購入・住宅改修の効果的な組み合わせにより、退院後の円滑な在宅生活への移行を実現
事例 6	短期利用 複数サービス利用	サービス付き高齢者向け住宅職員も含めた他職種連携によりコロナ禍においても利用者の状況を把握、適時適切な福祉用具の提供を実現
事例 7	長期利用 複数サービス利用・ 認知症等の配慮すべき利用者	身体機能の低下を踏まえ、必要なサービスを追加し、他職種連携により必要な福祉用具の提供により在宅での生活を継続
事例 8	長期利用 複数サービス利用 認知症等の配慮すべき利用者	緊密な情報共有により、認知症等、利用者の特性に配慮した福祉用具の選定・提案を実施
事例 9	長期利用 福祉用具単品利用・ 認知症等の配慮すべき利用者	医療職との積極的に連携・情報共有により、身体状況の変化に合わせた福祉用具の適時・適切な提供と利用安全を確保
事例 10	長期利用 福祉用具単品利用	福祉用具の活用により地域住民との繋がりを維持、独居利用者のを地域ぐるみで見守りを実施

事例1:身体機能の変化や本人の希望をふまえ、他職種連携により適時適切な福祉用具を提供、在宅での看取りを実現

短期・多職種
・ターミナル

- 71歳 男性 要介護3 肺がん(本人に余命宣告なし) 戸建 長女・次女と同居
- 各専門職の視点から身体機能・ADLの低下を予測し、利用者の希望を最大限汲み取りつつ、ケアチームとして必要な福祉用具の提案・利用安全の確保を実施
- 福祉用具専門相談員が実施するモニタリングにおいては、現在の身体機能・動作性の評価と変化の予測に基づいたリスク評価や、家族の介護力の評価、および利用者本人の希望・意向のヒアリングを通し、介護負担の軽減、および利用者本人の自己実現を支援するための福祉用具の選定・提案を実施

経過	～2021年3月	3月3日	3月17日	3月18日	3月23日	2021年4月3日	4月8日	4月19日
要介護度・ADL等	要介護3		状態悪化					死亡
福祉用具		手すり	特殊寝台	床ずれ防止用具	シャワーチェア	車いす付属品(クッション)	マットレス(変更)	(貸与品回収)
	【種目の追加提案①】	【種目の追加提案②】					【利用安全の確保】	
	・自分で新聞を取りに行きたいという利用者の希望を汲み、手すりの設置を提案 ・利用者は福祉用具に拒否感があったが、デモ品を1週間使っていただくことで、動作が楽になることを実感し、導入を決定	・福祉用具専門相談員として身体状況の変化、家族の介護力を考えると、特殊寝台導入を想定 ・利用者本人が特殊寝台を利用することへの拒否感があったことから、必要なときから、いつでも即搬入できるよう準備のみ実施 ・3/17朝、訪問看護の担当者から介護支援専門員に容体悪化を連絡 ・同日昼に介護支援専門員が訪問し、特殊寝台の必要性を説明したが、利用者は拒否 ・同日夕方に訪問看護の担当者から改めて特殊寝台の導入について、その必要性を説明し、利用者本人も納得 ・介護支援専門員から福祉用具専門相談員に連絡し、同日中に特殊寝台搬入	・訪問看護の担当者から、体圧分散用のクッションでは発赤・褥瘡防止には限界があることを報告 ・訪問看護からの連絡を受け、介護支援専門員が福祉用具専門相談員と利用者宅へ訪問し、担当者会議を開催。その場でエアマットへの変更を提案・導入					
他サービス	訪問看護、訪問診療	訪問看護、訪問診療、福祉用具貸与・購入、訪問入浴						

【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携①】	【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携②】	【利用安全に繋がる連携】
◆ 介護支援専門員 - 福祉用具専門相談員からの情報共有と、要介護認定までに時間を要すること、医師の意見から判断し、余命が長くないと予測されたことを考慮し、住宅改修ではなく福祉用具貸与で様子を見ることを判断 - デモ品を含め、訪問の都度使用状況を確認。確認結果を福祉用具専門相談員に共有 ◆ 福祉用具専門相談員 - 利用者の希望を汲み、玄関上がりかまちへの手すりの設置を提案 - 住宅改修では申請に時間を要すること、および、利用者のADLの変化も見据え、貸与での導入が適切と提案 - 福祉用具導入時、契約時に改めて動作確認	◆ 介護支援専門員 - 訪問看護の担当者からの連絡を受け、訪問看護の担当者が同居する場で特殊寝台の必要性を利用者・ご家族に説明 - 福祉用具専門相談員に連絡し、特殊寝台を搬入 ◆ 訪問看護・担当者 - 利用者の状態の悪化を把握、すぐに介護支援専門員に連絡 ◆ 福祉用具専門相談員 - 利用者の身体状況と家族の介護力から、特殊寝台の必要性を想定 - 利用者に特殊寝台への拒否があったため、準備・提案はしつつも対応保留 →いつでも納品できるよう準備のみ実施	◆ 訪問看護・担当者 - 発赤・褥瘡などの皮膚の状態を確認し、気づいたことは随時、介護支援専門員に情報共有 - 心臓マッサージ等が必要となる状況を想定し、適切なケアが可能となる福祉用具についての希望を介護支援専門員を介して共有 ◆ 介護支援専門員 - 他職種から得られた情報も含め、随時、福祉用具専門相談員に情報共有 - 必要に応じて福祉用具専門相談員と同行訪問し、迅速な対応を実施 ◆ 福祉用具専門相談員 - 介護支援専門員からの情報共有に基づき、必要となる福祉用具を予め想定、準備

※中段の表では身体状況とプランに基づいたサービスの提供の事実、下段では多職種連携を示す(以下、同様)

事例2:他職種からの早期の情報共有により、迅速な対応と適時適切な福祉用具の提供、在宅での看取りを実現

短期・多職種
・ターミナル

- 85歳 男性 要介護2 座骨神経痛、がん(末期) 戸建て 妻・長男・長女と同居
- 訪問看護・訪問リハビリの担当者が福祉用具に関する知見を有しており、福祉用具の必要性や変更等、積極的に介護支援専門員に提案。福祉用具専門相談員は他職種からの提案をふまえ、適切な福祉用具を選定し、利用者への提案を実施
- 福祉用具専門相談員は、モニタリング訪問以外でも利用者や他職種から連絡があればすぐに利用者宅に訪問し、福祉用具の再調整等を実施

経過	2020年12月	2021年1月	2021年2月	2021年6月	2021年7月
要介護度・ADL等	要介護2、座骨神経痛	がん(末期)、入院	退院、ADL低下		死亡
福祉用具	住宅改修(手すり)	【利用安全に繋がる連携】	車いす、歩行器、特殊寝台	特殊寝台付属品(マットレス)	(貸与品回収)
		・末期がんが判明した時点で介護支援専門員から福祉用具専門相談員に体調が急変する可能性が高いこと等を情報共有 ・福祉用具専門相談員は、利用者や他職種から連絡があればすぐに訪問、福祉用具の使用状況等を確認。訪問後すぐに介護支援専門員に対応内容等を報告	【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携①】	【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携②】	
			・福祉用具専門相談員が、他職種からの情報を基に複数の福祉用具を持参、利用者宅でのデモを他職種が同居する場で実施 ・福祉用具専門相談員は他職種と連携し適合状況を確認、導入する福祉用具を選定	・訪問看護の担当者から事前に床ずれのリスクが高まってきたことを介護支援専門員から福祉用具専門相談員に情報共有 ・福祉用具専門相談員は事前情報を基に必要な交換が予想されるマットレスの在庫確認等を実施 ・福祉用具専門相談員は訪問看護の担当者からの提案をふまえ、予め導入機種を選定していたことで、依頼を受けてから迅速に導入が完了	
他サービス		訪問リハビリ、訪問診療	訪問リハビリ、訪問診療、訪問看護		

【利用安全に繋がる連携】	【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携①】	【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携②】
◆ 訪問看護・担当者 - 歩行器が使いつらくなってきたこと等、福祉用具に関して気づいた点があれば介護支援専門員を介して福祉用具専門相談員に情報共有。場合によっては福祉用具専門相談員に直接連絡し情報共有 ◆ 介護支援専門員 - 週1回は必ず訪問看護の担当者と福祉用具の使用状況について情報共有した上で利用者の妻と福祉用具に関して検討 - 他職種から共有された情報、利用者の妻との相談内容等を福祉用具専門相談員に適宜情報共有 ◆ 福祉用具専門相談員 - 利用者の容態の急変を見越していつでも対応できるよう準備 - 他職種や利用者の妻から連絡があればすぐに訪問し、福祉用具の使用状況を確認 - 訪問後はすぐに介護支援専門員に対応内容等を報告	◆ 訪問看護・訪問リハビリ・担当者 - 福祉用具に関する提案を、介護支援専門員を介して福祉用具専門相談員に共有 ◆ 介護支援専門員 - 他職種からの情報・提案を福祉用具専門相談員に共有 ◆ 福祉用具専門相談員 - 他職種からの情報共有や提案を基に、必要な福祉用具を迅速に利用者宅へ複数種類持参 - 他職種同席の基、利用者本人に実際に試用してもらい、適合状況を確認。その場で導入する福祉用具を選定	◆ 訪問看護・担当者 - 床ずれのリスクがあり、床ずれ防止マットレスの必要が将来的に生じることを早い段階で介護支援専門員に連絡 - 必要となることが想定される福祉用具について、介護支援専門員を介して福祉用具専門相談員に提案 ◆ 介護支援専門員 - 訪問看護から共有されていた情報を福祉用具専門相談員に随時共有 ◆ 福祉用具専門相談員 - 訪問看護の担当者からの情報を基に、必要となることが想定されるマットレスの在庫確認等、事前準備を実施 - 必要となった際、迅速に納品

事例3:他職種連携により適切な福祉用具の提供、迅速な不具合の把握と適切な対応による利用安全の確保を実現				短期・多職種
○ 82歳 女性 要介護2 腰椎圧迫骨折 戸建て 夫と同居 ○ 介護支援専門員を介した緊密な連携により、他職種で導入する福祉用具の検討・提案を実施、および他職種連携により福祉用具の不具合をいち早く把握し、適切な対応を実施、利用安全を確保 ○ 福祉用具専門相談員は、他職種からの情報共有に基づき、必要な福祉用具の選定、不具合の有無の迅速な把握と適切な対応による利用安全の確保を実施				
経過	2020年12月	2021年2月	2021年8月	
要介護度・ADL等	入院、要介護2	退院	交換	
福祉用具	歩行器(病院でのデモ実施)	歩行器、手すり	歩行器	
	【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携】		【利用安全に繋がる連携】	
	・介護支援専門員の調整により退院前カンファレンスとは別の機会を設け、病院のリハビリ職・看護師と福祉用具専門相談員が導入する福祉用具を検討 ・退院前に福祉用具専門相談員が歩行器を3種類持参、病院内でデモを実施し、歩行の蛇行性・安定性をリハビリ職・看護師と確認、導入機種を選定		・通所介護の担当者が介護支援専門員を介して歩行器のブレーキが緩くなっていることを福祉用具専門相談員に情報共有 ・介護支援専門員からの連絡があった当日中に福祉用具専門相談員が通所介護事業所へ訪問、歩行器の点検・調整、および利用者の通所介護の利用後に歩行器の同一機種への交換を実施	
他サービス	通所介護	通所介護、訪問看護	通所介護、訪問看護、短期入所	
	【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携】 ◆ 病院のリハビリ職・看護師 ・腰部圧迫骨折の影響による歩行の蛇行性を評価 ・福祉用具専門相談員と連携し、機種の特性と腰部圧迫骨折の影響をふまえ導入する福祉用具を検討 ◆ 介護支援専門員 ・福祉用具について他職種で検討できるよう、相談の場を調整 ◆ 福祉用具専門相談員 ・リハビリ職・看護師と相談し、退院前に病院内でデモを実施 ・歩行器の機種によっては利用者の歩行が蛇行することをリハビリ職・看護師と確認、導入機種はダブルキャストの歩行器とすることを判断		【利用安全に繋がる連携】 ◆ 通所介護・担当者 ・送迎時に歩行器のブレーキが緩んでいることに気づき、介護支援専門員へ連絡 ◆ 介護支援専門員 ・通所介護の担当者からの連絡を、即時、福祉用具専門相談員へ共有 ◆ 福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員からの連絡を受け、すぐに通所介護事業所へ訪問、歩行器の点検・ブレーキの調整を実施 ・連絡を受けた当日中に、歩行器の同一機種への交換を実施 ・ご家族に対しても、長距離を歩く際等にはブレーキを確認いただきたいことを改めて説明	
【その他参考事例:短期入所利用時における、利用安全に繋がる連携】 ○ 基本情報:77歳、女性、要介護3、高次脳機能障害、腰部圧迫骨折、夫と同居 ・2020年6月から福祉用具貸与で車いす・手すりの利用を開始、身体状況の変化により2020年11月に車いすを変更、2020年11月から特殊寝台、特殊寝台付属品(サイドレール、介助バー)、2021年1月から車いす付属品(クッション)を利用 ・福祉用具貸与のほかには、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所を利用 ○ チームケアの効果:福祉用具専門相談員作成のモニタリングシートを、介護支援専門員が短期入所の担当者と共有し短期入所利用時の福祉用具の利用安全を確保 ・福祉用具専門相談員は、作成したモニタリングシートを介護支援専門員に共有 ・介護支援専門員は、福祉用具専門相談員が作成したモニタリングシートを短期入所のリハビリ職員と共有・意見交換し、短期入所利用時の車いすの使い方等を確認 ・短期入所の担当者は、福祉用具専門相談員が作成したモニタリングシートを介護支援専門員と確認し、短期入所利用時における車いすの使い方等を確認				

事例4:リハビリ職・訪問系サービス担当者からの情報共有もふまえ、他職種で適合確認を実施、適切な福祉用具の提供を実現						短期・多職種
○ 65歳 女性 要介護3 左被殻出血、失語症 集合住宅 夫と同居 ○ 病院側のリハビリ職、および訪問リハビリの担当者と連携し、適合状況の評価、適切な福祉用具の提案を実施 ○ 福祉用具専門相談員は訪問系サービスの担当者・ご家族に福祉用具の使用方法や注意事項を説明、コロナ禍で利用者宅への訪問が制限される中、訪問系サービスからの情報提供をもとに福祉用具の使用状況を確認、必要に応じて点検・交換等の対応を実施						
経過	2020年3月	2020年4月上旬	2020年4月下旬	2020年5月	2021年12月	
要介護度・ADL等	左被殻出血により入院		退院	転倒		
福祉用具	家屋調査	住宅改修(手すり)	購入 シャワーチェア、バスポード	変更 歩行補助つえ、手すり	歩行補助つえ	
	【利用安全に繋がる連携①】	【利用安全に繋がる連携②】		【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携】		
	・福祉用具専門相談員は、病院のリハビリ職・介護支援専門員・利用者本人と同行して家屋調査を実施 ・福祉用具専門相談員が持参した手すりを使い、住宅改修後の動線や介助動作に問題が発生しないか確認 ・基本的には利用者自身で手すりを使いながら動作することが可能であったため、可能な限り利用者本人の残存能力を有効に活用して在宅生活を送ることに焦点を当て、手すりの設置位置等をケアチームで検討	・福祉用具専門相談員は、訪問系サービスの担当者が同席する場で福祉用具の使用法や注意事項を説明 ・訪問系サービスの担当者から、福祉用具について気づいた点等を介護支援専門員を介して福祉用具専門相談員に共有、必要に応じて点検・交換等を実施		・ご家族から転倒の発生について報告・相談を受け、訪問リハビリの担当者の訪問時に介護支援専門員と福祉用具専門相談員が同行訪問 ・福祉用具専門相談員が持参した歩行補助つえと手すりを使い、ご家族・介護支援専門員・訪問リハビリの担当者が同席する場で動作確認・適合状況の評価を実施 ・介護支援専門員が、訪問リハビリ以外の訪問系サービスの担当者にも利用者の移動について特に注意して確認してほしい旨を連絡		
他サービス			訪問看護、訪問介護			
	【利用安全に繋がる連携①】 ◆ 病院のリハビリ職・担当者 ・退院前カンファレンスにて実施した入浴動作等の確認結果を介護支援専門員を介して福祉用具専門相談員に情報共有 ・家屋調査に同行し、福祉用具専門相談員とともに利用者の動線等を確認 ◆ 介護支援専門員 ・病院のリハビリ職からの情報を福祉用具専門相談員に共有 ・家屋調査時に福祉用具専門相談員と病院のリハビリ職が同席できるよう調整 ◆ 福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員からの情報共有に基づき、福祉用具を選定 ・家屋調査時に手すりを持参し、病院のリハビリ職とともに住宅改修後の動線や介助動作に問題が発生しないか確認	【利用安全に繋がる連携②】 ◆ 訪問看護・訪問介護・担当者 ・福祉用具について気づいた点等を介護支援専門員を介して福祉用具専門相談員に共有 ◆ 介護支援専門員 ・訪問系サービスの担当者から報告された情報を福祉用具専門相談員に共有 ◆ 福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員を介して共有された情報を基に、訪問系サービスの担当者の福祉用具の使用状況を確認、必要に応じて点検・交換等の対応を実施 ・福祉用具を新たに導入する際は、訪問系サービスの担当者が同席する場で使用方法や注意事項を説明		【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携】 ◆ 訪問リハビリ・担当者 ・福祉用具専門相談員と連携し、歩行補助つえと手すりの動作確認・適合確認を実施 ◆ 介護支援専門員 ・ご家族からの転倒の報告を受け、訪問リハビリの担当者と福祉用具専門相談員との同行訪問を調整 ・訪問系サービスの担当者に利用者の移動時には注意して確認してほしい旨を連絡 ◆ 福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員からの連絡を受け、選定した歩行補助つえと手すりを持参し訪問リハビリの担当者と同行訪問 ・訪問リハビリの担当者と連携し、動作確認、適合状況を確認、問題ないことを確認し、導入		

事例5:緊密な他職種連携、および貸与・購入・住宅改修の効果的な組み合わせにより、退院後の円滑な在宅生活への移行を実現 短期・多職種

- 73歳 男性 要介護5 コロナ陽性、統合失調症、右下肢欠損義足 認知症の日常生活自立度・自立 集合住宅 妻と同居
- コロナ禍においても各専門職の適切なアセスメント・情報共有を基盤とし、貸与品による試用をふまえた適切な福祉用具の選定・提案、および利用安全の確保を実施
- 福祉用具専門相談員が実施するモニタリングにおいては、利用開始後2週間以内に必ず使用状況や安全性を確認し、適合度合いを評価、本格的に導入するかを検討。納品時には他職種が同席する場で留意事項の注意喚起、および適切な使用方法について説明を実施。

経過	2021年7月11日	2021年8月2日	2021年8月	2021年10月
要介護度・ADL等	入院中に身体状況が悪化、要介護5			
福祉用具	購入 車いす、特殊寝台 特殊寝台付属品(マットレス)、手すり 【適切な福祉用具の利用に繋がる連携①】 ・退院前カンファレンスにて病院リハ職等が検討した結果、退院後に自宅で必要となる福祉用具の情報を介護支援専門員が把握 ・介護支援専門員から共有された情報を基に、福祉用具専門相談員が商品を選定・提案・納品 ・当初から住宅改修での手すり設置も想定されたが、実際の生活における利用状況等を確認するため、貸与品にて評価する方針に決定 【利用安全の確保】 ・訪問介護の担当者から、入浴介助に必要な福祉用具等を介護支援専門員に報告 ・利用者、訪問介護の担当者、福祉用具専門相談員にて適切な位置にグリップを設置 車いす(回収) 【適切な福祉用具の利用に繋がる連携②】 ・退院直後、病院側から福祉用具の提案があり、適合状況を確認するため、いったん貸与品にて導入していた。 ・自宅から散歩コースまで車いすで移動するようにしていたが、体力の回復に伴い作業療法士から車いす回収について介護支援専門相談員に相談。 ・車いすが不要であることを確認し、回収。			
他サービス	退院前カンファレンス	退院	訪問介護、リハビリ	住宅改修(手すり・浴槽扉)
【適切な福祉用具の利用に繋がる連携①】	◆ 介護支援専門員 ・コロナ禍の影響もあり、入院中に本人の身体状況を確認できず、退院後に自宅での動作確認を実施 ・自宅での動線等を確認し、住宅改修申請前に、まずは貸与品で使用状況を確認することを決定 ・退院前カンファレンスで共有された病院リハ職からの情報を福祉用具専門相談員にも共有 ◆ 福祉用具専門相談員 ・退院前カンファレンスで必要とされた福祉用具を退院時に搬入 ・利用者の身体状況や行動パターン等、福祉用具専門相談員として福祉用具と住環境の適合を確認 ・貸与品(手すり)の使用状況を介護支援専門員とも確認し、住宅改修を実施			
【利用安全に繋がる連携】	◆ 訪問介護・担当者 ・入浴時の介助方法や実際の動き方について、介護支援専門員を介して福祉用具専門相談員に情報提供 ・取り付け後の福祉用具について、介助のしやすさ等を評価し、福祉用具専門相談員に情報共有 ◆ 介護支援専門員 ・他職種から得られた情報も含め、随時、福祉用具専門相談員に情報共有 ・情報共有にはクラウド型ビジネスチャットツールを活用し、広範な情報を迅速に共有 ◆ 福祉用具専門相談員 ・訪問介護の担当者からの情報共有に基づき、取り付け箇所を決定、フィードバックされた情報等に基づき、安全性を確認			
【適切な福祉用具の利用に繋がる連携②】	◆ 介護支援専門員 ・病院側から転倒リスクを考慮し車いす導入を提案 ・その後、利用者の体力回復を踏まえ作業療法士と利用者の妻から回収の相談を受け、福祉用具専門相談員に連絡 ・階段昇降もできるようになっていたことから車いすは不要と判断 ◆ 作業療法士 ・体力が回復したため、車いすは不要ではないかと介護支援専門員に相談 ◆ 福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員からの連絡を受け、利用者の状態を踏まえ、車いす回収を実施			

事例6:サ高住職員も含めた他職種連携によりコロナ禍においても利用者の状況を把握、適時適切な福祉用具の提供を実現 短期・多職種

- 46歳 女性 要介護2 多系統萎縮症 障害日常生活自立度・A1 認知症の日常生活自立度・I サービス付き高齢者向け住宅(以下、サ高住) 夫・長男・次男
- 訪問が制限される中、サ高住職員も含めた他職種間の情報連携により利用者の状況やヒヤリハットの発生を把握、福祉用具の利用安全に繋がった
- 福祉用具専門相談員は、コロナ禍により長時間の滞在ができない状況においても、訪問リハビリ等の担当者からの情報共有を踏まえ、聴き取り・動作確認・不具合の有無等の確認を確実に実施。また、福祉用具搬入時には必ずサ高住職員も含めた他職種が同席し、適切な使用方法等について説明

経過	～2021年1月	2021年2月	2021年3月	2021年4月	2021年10月
要介護度・ADL等	要支援2	区分変更申請	要介護2		
福祉用具	自費レンタル 貸与 特殊寝台 手すり 車いす(電動)、特殊寝台付属品(移動支援バー)	貸与 特殊寝台 手すり 車いす(電動)、特殊寝台付属品(移動支援バー)	貸与 特殊寝台 手すり 車いす(電動)、特殊寝台付属品(移動支援バー)	貸与 特殊寝台 手すり 車いす(電動)、特殊寝台付属品(移動支援バー)	貸与 特殊寝台 手すり 車いす(電動)、特殊寝台付属品(移動支援バー)
【利用安全に繋がる連携①】	・新型コロナウイルス感染症対策のため、モニタリングのための訪問等ができない場合にも、介護支援専門員が訪問看護・訪問リハビリ・訪問介護の職員から共有される情報だけでなく、サ高住の職員にも生活状況等の確認を行い、適宜、福祉用具専門相談員にも情報を共有 ・介護支援専門員から共有された情報も参考に、福祉用具専門相談員が適合状況の評価やメンテナンス等を実施				
【利用安全に繋がる連携②】	・訪問看護・訪問リハビリの担当者と福祉用具専門相談員が連携し、置き型の手すりの設置を実施 ・介護支援専門員が、置き型の手すりを組み損ね、胸部を手すりにぶつけるヒヤリ・ハットの発生を他職種に共有 ・転倒の原因となり得るスペースへの置き型手すりをやめ、縦型の手すりを導入することを他職種にて協議し変更				
【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携】	・訪問看護の担当者から電動車いすの利用について提案を受け、介護支援専門員が訪問リハビリの担当者やサ高住の職員に日常生活の状況を確認 ・訪問リハビリの担当者同席のもと、導入予定の電動車いすによる試用を実施(1週間) ・訪問リハビリの担当者、訪問看護の担当者から介護支援専門員への情報共有に基づき、利用者自身で安全に操作できること、および適合状況を確認できたため、本導入を決定				
他サービス	訪問看護、訪問リハビリ	訪問看護、訪問リハビリ、訪問介護(サ高住併設)			
【利用安全に繋がる連携①】	◆ 訪問看護・訪問リハビリ・訪問介護・担当者 ・利用者の生活状況や手すり・車いす・特殊寝台の活用状況等について、介護支援専門員に情報共有 ◆ サ高住・職員 ・介護支援専門員からの連絡を受け、利用者の生活状況や身体状況の変化等について報告 ◆ 介護支援専門員 ・他職種から得られた情報も含め、随時、福祉用具専門相談員に情報共有 ◆ 福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員からの情報共有に基づき、適合状況を確認・評価 ・確認結果を介護支援専門員に報告				
【利用安全に繋がる連携②】	◆ 訪問看護・訪問リハビリ・担当者 ・置き型の手すりの設置位置を福祉用具専門相談員と確認・検討 ◆ 介護支援専門員 ・本人への聴き取りにより、持病による手の震えから手すりを組み損ね、置き型の手すりに胸部をぶつけたヒヤリ・ハットを把握 ・ヒヤリ・ハットの発生について他職種に情報共有 ◆ 福祉用具専門相談員 ・訪問看護・訪問リハビリの担当者の同席時に置き型の手すりの設置位置を確認・検討し、決定 ・介護支援専門員からヒヤリハット発生についての情報共有を受け、転倒の原因となり得るスペースに縦型の手すりを導入				
【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携】	◆ 訪問看護・担当者 ・サ高住の職員から自走式では以前より時間を要するようになったという情報共有を受け、電動車いすの追加を提案 ・試用期間中に安全に利用できていることを報告 ◆ 介護支援専門員 ・訪問看護の担当者から電動車いすの利用について提案を受け、他職種等への状況確認を実施し本導入を決定 ◆ サ高住・職員 ・施設内の移動時、自走式では以前より時間を要するようになったことを報告 ◆ 訪問リハビリ・担当者 ・福祉用具の使用状況を確認、他職種に報告 ◆ 福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員からの依頼を受け、電動車いすの試用に向けた商品を選定・提案				

事例7: 身体機能の低下を踏まえ、必要なサービスを追加し、他職種連携により必要な福祉用具の提供により在宅での生活を継続

長期・多職種
・認知症等

- 84歳 女性 要介護3 背髄小脳変性症・腰部圧迫骨折 障害日常生活自立度・B2 認知症の日常生活自立度・Ⅱa 戸建 長男家族と同居
- 疾病により利用者の動作性が低下していく中で、ケアチームとして各専門職の視点から福祉用具の利用安全の確保、必要な福祉用具の提案を実施
- 福祉用具専門相談員が実施するモニタリングにおいては、現在利用している福祉用具の他に必要なものはないか、これまでと現在の身体機能・動作性を比較し、身体機能・動作性が変化したことにより新たに発生したリスクがないか等を確認

経過	2017年頃～	2019年1月～	2020年4月～	2020年5月～	2020年9月～	2020年12月～	2021年3月～
要介護度・ADL等	要支援2		要介護3				ベッドから立ち上がった際に転倒（正中神経麻痺）
福祉用具	歩行器	歩行器	歩行器（機種変更）	昇降座椅子	特殊寝台 特殊寝台付属品	手すり	車いす （手すり回収）
	【利用安全の確保】		【種目の追加提案①】		【種目の追加提案②】		
	・通所介護の担当者が、プレーキの感覚が以前よりも強くなった等、利用者が持参する福祉用具の状態について、些末なことでも介護支援専門員に情報共有を実施。 ・介護支援専門員から福祉用具専門相談員に情報を伝え、メンテナンス等の対応を実施		・ご家族は「できる限り福祉用具を使用しないことがリハビリに繋がる」という考えだったが、通所介護の担当者とともに介護支援専門員が行動範囲の拡充を目的に福祉用具専門相談員から昇降座椅子の詳細を教えてもらい、利用者・ご家族へ提案。 ・利用開始時に改めて福祉用具専門相談員から昇降座椅子の効果や使い方について説明		・訪問リハの利用を開始したところ、リハ職から、介護支援専門員へ「トイレ動作を自立して行うために利用した方がよいのではないか」という提案があり、利用者に提案 ・訪問リハの訪問日に合わせ、福祉用具専門相談員が手すりを搬入し、リハ職と一緒に取り付け位置の微調整を行い設置		
他サービス	通所介護		追加 通所介護（リハビリ中心）		追加 訪問リハ		
【利用安全に繋がる連携】	◆ 通所介護・担当者 ・利用者が持参する福祉用具については、利用状況や不具合等、気づいたことを随時、介護支援専門員に情報共有を実施 ◆ 介護支援専門員 ・モニタリング等で訪問した際に、福祉用具の利用状況等を利用者・家族に聞き取り ・他職種から得られた情報も含め、随時、福祉用具専門相談員に情報共有 ◆ 福祉用具専門相談員 ・他職種からの情報を踏まえ随時メンテナンス等対応		【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携①】 ◆ 介護支援専門員 ・利用者・ご家族の意向も踏まえつつ、利用者の自立支援に繋がる福祉用具について、福祉用具専門相談員から情報収集し、利用者・ご家族に提案 ◆ 通所介護・担当者 ・利用者の身体機能・動作状況を踏まえ、必要と考えられる福祉用具について、介護支援専門員に提案 ◆ 福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員からの相談に対し適切な福祉用具の提案・説明を実施 ・利用者・ご家族への福祉用具を利用することでの効果や、安全な使い方等を説明		【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携②】 ◆ 介護支援専門員 ・訪問リハのリハ職からの提案に基づき、トイレに手すりを設置することを利用者・ご家族に提案 ◆ 訪問リハ・リハ職 ・利用者の身体機能・動作状況を踏まえ、手すり設置を介護支援専門員に提案 ◆ 福祉用具専門相談員 ・訪問リハ・担当者が利用者宅に訪問する日時に合わせ、設置予定の手すりを搬入 ・訪問リハ・担当者と利用者の動作状況を確認し、取り付け位置を確認し設置		

事例8: 緊密な情報共有により、認知症等、利用者の特性に配慮した福祉用具の選定・提案を実施

長期・多職種
・認知症等

- 93歳 女性 要介護4 うつ 障害日常生活自立度・B2 認知症の日常生活自立度・Ⅱa 戸建 長男と同居
- 利用者の身体機能に加え、認知症の特性も踏まえ、ケアチームとして連携し、福祉用具の提案、利用安全の確保を実施
- 福祉用具専門相談員は、利用者の身体機能のほか、認知症やうつの特性をふまえ、環境の変化を最小限にするために、身体状況が大きく変わらない限り変更の必要が生じないよう将来を見越した福祉用具を選定・提案、定期的に開催されるリハビリ担当者会議への参加により他職種との緊密な情報共有も実施

経過	2019年12月	2021年6月	2021年9月	2021年11月
要介護度・ADL等	要介護4	入院・退院（捻挫）	入退院による一時的なADLの低下	
福祉用具	車いす、歩行器、手すり		特殊寝台についてご家族より相談あり	特殊寝台は導入しないことを判断
	【利用安全に繋がる連携】		【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携】	
	認知症等の利用者の特性を考慮し、入所時から利用していた福祉用具と同じ機種を継続利用することを福祉用具専門相談員が判断 ・福祉用具専門相談員が、他サービス担当者や利用者家族が車いすを使用した際の状況（ブレーキの操作が行えているか等）を確認 ・車いす使用時に利用者自身でブレーキをかけることが難しいため、利用者ご家族が操作する。導入時に利用者ご家族に実際に操作いただきつつ、福祉用具専門相談員から適切な操作方法やリスクを説明		・入退院により利用者のADLが一時的に低下したことから、ご家族から福祉用具専門相談員に特殊寝台の導入について相談があったため、福祉用具専門相談員からご家族に資料を提供 ・福祉用具専門相談員がモニタリング訪問時にご家族と相談し、ADLは一時的に低下したが支障なく生活できていること、および認知症があることから、環境を大きく変えない方がよいと判断し、介護支援専門員にも情報共有し、特殊寝台の導入は見送ることとした	
他サービス	通所リハビリ、訪問リハビリ、短期入所（利用実績なし）			
【利用安全に繋がる連携】	◆ 通所リハビリ・訪問リハビリ・担当者 ・利用者の過ごし方や車いす・歩行器・手すりの活用状況等について、リハビリ担当者会議にて他職種に情報共有 ・福祉用具専門相談員の説明により、車いす・歩行器の安全な操作方法等を確認 ◆ 介護支援専門員 ・他職種から共有された情報やモニタリング結果をリハビリ担当者会議にてケアチーム全体に共有 ◆ 福祉用具専門相談員 ・他サービス担当者や利用者家族が車いすを使用した際の状況や操作方法をリハビリ担当者会議にて確認 ・他職種が同席する場で操作方法、注意事項等を説明		【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携】 ◆ 福祉用具専門相談員 ・ご家族から特殊寝台の導入について相談を受け、介護支援専門員に共有 ◆ 介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員からの情報共有に基づき、特殊寝台の必要性の有無を検討 ◆ 利用者ご家族 ・入退院により利用者のADLが一時的に低下、特殊寝台導入を福祉用具専門相談員に相談	

【その他参考事例: 通所介護利用時における、利用安全に繋がる連携】

- 基本情報: 94歳、女性、要介護2、アルツハイマー型認知症、息子夫婦と同居
- 2018年4月から福祉用具貸与で歩行器の利用を開始、現在まで同じ機種を継続して利用、ほかには、通所介護と短期入所を利用
- チームケアの効果: 通所介護利用時の歩行状態等をチーム内で共有、多角的な情報に基づき歩行器の適合状況を確認、利用安全を確保
- ・歩行器は通所介護利用時には使用していないが、通所介護の担当者が送迎時にご家族に聴き取りを実施、歩行器の使用状況を確認、介護支援専門員に共有
- ・通所介護の担当者は通所介護利用時の利用者の歩行状態が変化し、前傾姿勢が強くなっていることや、通所介護を休んだ際にはその理由等も介護支援専門員に共有
- ・介護支援専門員は、通所介護の担当者からの情報を福祉用具専門相談員に共有
- ・福祉用具専門相談員は、介護支援専門員からの情報共有に基づき、福祉用具の利用安全・適合状況を確認、歩行器の見直しを実施

事例9:医療職との積極的に連携・情報共有により、身体状況の変化に合わせた福祉用具の適時・適切な提供と利用安全を確保

長期・単品
・認知症等

- 55歳 男性 要介護3 パーキンソン病 障害日常生活自立度・A2 戸建て 妻・長女と同居
- 介護保険では福祉用具貸与のみの利用だが、医療職との積極的な情報共有・連携により、疾病の特性をふまえた対応を実施
- 福祉用具専門相談員は、モニタリング時に疾病の特性であるオン／オフのいずれの状態でも福祉用具が有効に活用できているか、姿勢保持ができていないか、危険に繋がりがねない使い方をしていないか等の観点から使用状況を確認。疾病の影響により手すりや介助バーの消耗が激しいことから不具合の有無を入念に確認し、必要に応じて同一商品への交換を実施し、利用安全を確保

経過	2017年11月	2018年10月	2018年11月	2019年3月	2019年9月	2019年11月	2020年10月	2020年12月
要介護度・ADL等	要介護3							
福祉用具	購入 特殊寝台、手すり ポータブルトイレ	追加 特殊寝台付属品（介助バー）、手すり 変更 特殊寝台付属品（マットレス）	交換 特殊寝台付属品（介助バー） 購入 シャワーベンチ	変更 手すり	追加 移動用リフト（昇降座椅子） 交換 特殊寝台付属品（介助バー）	交換 特殊寝台付属品（介助バー）	交換 手すり	追加 特殊寝台付属品（サイドテーブル）
【利用安全に繋がる連携①】			【利用安全に繋がる連携②】			疾病の影響により手すり等を使って立ち座りする際に勢いがついてしまうことから、手すりや特殊寝台付属品（介助バー）の消耗が激しく、半年に2〜3回の頻度での定期的な交換を実施		
・介護支援専門員が疾病の関係もあり医療職の視点も必要と判断、担当者会議や打ち合わせに医療職が参加できるように調整			・介護支援専門員から福祉用具専門相談員へ、利用者の考え・気持ち等も含めてきめ細かく情報共有					
・主治医や理学療法士等の医療職が担当者会議に参加、あるいはサービスに関する打ち合わせの際に介護支援専門員と福祉用具専門相談員が医療機関を訪問する等の形で情報共有・連携を実施			・可能な場合は介護支援専門員と福祉用具専門相談員が同行訪問					
			・福祉用具に関する事項は利用者家族から直接福祉用具専門相談員にも相談できるような関係性を構築					
他サービス	他サービスの利用なし							
【利用安全に繋がる連携①】			【利用安全に繋がる連携②】					
◆主治医・リハビリ職等の医療職			◆利用者・ご家族					
・医療職が担当者会議へ参加した際や、介護支援専門員・福祉用具専門相談員が医療機関へ訪問した際等に、疾病の状況や特殊寝台・手すり・移動用リフト等の使用状況等について情報共有・確認			・福祉用具について気づいたことがあれば介護支援専門員だけでなく福祉用具専門相談員にも直接連絡、相談					
◆介護支援専門員			◆介護支援専門員					
・疾病の関係もあり、医療職の視点も必要と判断、担当者会議や打ち合わせに医療職が参加できるように調整			・利用者の情報は、本人の考えや気持ちも含めてきめ細かく福祉用具専門相談員に共有					
			・可能な限り福祉用具専門相談員と同行訪問ができるよう訪問日時の調整を実施					
◆福祉用具専門相談員			◆福祉用具専門相談員					
・利用者の疾病の特性により、オン状態／オフ状態が切り替わる際の影響で動作が緩慢になった場合でも適切に特殊寝台・手すり・移動用リフト等を活用できているか、姿勢保持ができていないか等を医療職からの情報共有もふまえて確認			・介護支援専門員からのきめ細かな情報共有に基づき、利用者・ご家族との円滑なコミュニケーションを実現、信頼関係を構築					
・疾病の特性をふまえた特殊寝台・手すり・移動用リフト等の活用状況等を医療職に情報共有			・介護支援専門員と同行訪問することで、利用者や福祉用具の活用状況についてより詳細な状況把握を実現					
			・利用者から直接連絡があった場合は、相談・対応内容を介護支援専門員に報告					

事例10:福祉用具の活用により地域住民との繋がりを維持、独居利用者を地域ぐるみで見守りを実施

長期・単品

- 81歳 女性 要介護1 戸建て 独居
- 利用者の意向を尊重し、訪問系サービスは導入せず、福祉用具貸与のみの独居での生活を継続。介護支援専門員と福祉用具専門相談員が連携し、地域住民ともコミュニケーションを図りつつ、利用者の状況を定期的に確認、利用安全を確保
- 福祉用具専門相談員は、月1回の頻度で訪問し、介護支援専門員とも情報共有しつつ福祉用具の使用状況等の確認を実施。利用者は毎日歩行者を利用することから使用頻度が高く消耗が早いので、1年に1～2回の頻度で同一商品への交換や一部部品のみ交換等を実施し、安全性を担保

経過	2017年4月	2021年12月末	2022年1月
要介護度・ADL等	退院、要支援1	体調不良	要介護1
福祉用具	住宅改修（手すり）、歩行器	近隣住民が介護支援専門員へ連絡	→短期入所生活介護→有料老人ホーム入所予定（1月末）
【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携】	・介護支援専門員が、退院前に福祉用具専門相談員が病院に訪問する場を調整 ・病院のリハビリ職の同席のもと、退院前に福祉用具専門相談員が適合状況を確認 ・病院のリハビリ職からの提案により、入院時から利用し使い慣れている歩行者を導入		
【利用安全に繋がる連携①】	・利用者は歩行者を使って毎日午前中に外出するため、介護支援専門員が午前、福祉用具専門相談員は午後と時間帯をずらし、1カ月に1度の頻度で訪問、利用者の状況と福祉用具の使用状況を確認 ・介護支援専門員と福祉用具専門相談員は、訪問時に利用者宅の近隣住民ともコミュニケーションを取り、利用者の状況を確認		
【利用安全に繋がる連携②】	・利用者とのかかわりのあった近隣住民から、1月上旬に介護支援専門員に連絡があり、年明け以降に利用者が外出していないことを介護支援専門員が把握 ・近隣住民からの連絡を受け、介護支援専門員が訪問、体調不良により年末から寝込んでいた利用者を発見 ・介護支援専門員は、冬季は独居が難しいと判断、冬季のみ有料老人ホームを利用することを決定 ・有料老人ホーム利用時でも歩行者を引き続き使えるよう福祉用具専門相談員が調整		
他サービス	他サービスの利用なし		
【効果的な福祉用具の利用に繋がる連携】	◆病院のリハビリ職・担当者 ・介護支援専門員・福祉用具専門相談員に対し、入院中から使用しており、利用者が使い慣れている歩行者を在宅復帰後も使用することを提案 ◆介護支援専門員 ・福祉用具専門相談員が病院に訪問する場を調整 ◆福祉用具専門相談員 ・病院のリハビリ職同席のもと、退院前に歩行者の適合状況を確認		
【利用安全に繋がる連携①】	◆介護支援専門員 ・利用者は毎日午前中に歩行者を使って近隣を散歩するため、その時間帯に合わせて介護支援専門員が訪問 ・利用者の状況や福祉用具の使用状況を確認するとともに、近隣住民からも利用者の状況について聴き取りを実施 ・いつでも連絡が取れるよう、利用者の近隣住民にも介護支援専門員や福祉用具専門相談員の連絡先を共有 ◆福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員の訪問後、午後利用者宅を訪問し、歩行者のブレーキの動き具合や不具合の有無を確認 ・訪問時に、購入品や住宅改修で設置した手すりについても合わせて不具合がないか等を聞き取り・確認		
【利用安全に繋がる連携②】	◆近隣住民 ・利用者は12月31日まで毎日外出していたが、年明け以降に利用者の姿を見かけなくなったことを不審に思い、介護支援専門員に連絡 ◆介護支援専門員 ・近隣住民からの連絡を受け、利用者宅を訪問 ・衰弱し寝込んでいた利用者を見え ・すぐに利用できる短期入所生活介護と、冬季中に入所するための有料老人ホームを手配 ◆福祉用具専門相談員 ・介護支援専門員からの連絡を受け、有料老人ホームでも同機種の歩行者を使えるよう調整、特殊寝台を導入		

3-3. 多職種連携に係る事例に関するまとめ

多職種連携の実態や効果について、本事業にて収集した事例に共通する事項を事例のテーマごとに整理した。

(1) 全ての事例に共通する多職種連携の実態・効果

- 全ての事例に共通して、福祉用具専門相談員は、利用者の状況把握や他職種との連携のために介護支援専門員と頻回な情報共有や連携をとっていることが明らかとなった。また、情報共有の具体的な方法として、福祉用具専門相談員が作成したモニタリングシートを介護支援専門員に提出しているほか、緊急の連絡が必要な場合等においては、電話やクラウド型ビジネスチャットツール等も活用し、迅速な福祉用具の再選定、納品、メンテナンス等を行い、利用者・介助者（ご家族）の生活を支援している実態が把握できた。例えば具体的な事例としては、利用者の通所介護利用時に、通所介護の担当者が歩行器のブレーキが緩くなっていることに気づき、介護支援専門員を介して福祉用具専門相談員に対応を依頼した。連絡を受けた福祉用具専門相談員が当日中に通所介護事業所へ訪問し、歩行器の点検を行った結果、商品の交換が必要となったが、利用者が通所介護でのサービスを受けている間に対応が完了できたため、帰宅時の送迎の際には安全な歩行器を持ち帰ることができた。チームとして迅速な情報連携が図れたことで、利用者の安全性を確保した事例といえる。
- 多職種連携の効果として、福祉用具専門相談員自身が実施したモニタリング結果に加え、介護支援専門員等から共有された情報を踏まえることで、多面的な観点から利用者の身体状況や家族の意向、及び住環境の状況を把握することができ、より適時・適切な福祉用具の利用と利用安全の確保につながっていると考えられる。

(2) 複数サービスを利用している場合の多職種連携の実態・効果

- 利用期間に関わらず、複数サービスを利用している利用者の場合、福祉用具専門相談員は、介護支援専門員を中心に他職種と連携していた。介護支援専門員は、福祉用具専門相談員から提供されたモニタリングシート等の情報を他職種に共有するほか、他職種から共有された利用者や住環境に関する情報を福祉用具専門相談員に提供していた。特にターミナル期の利用者の場合、福祉用具専門相談員は他職種と緊密な連携を取ることで、短期間で変化する利用者の状態に適合する福祉用具の選定・交換等、適時・適切な福祉用具の利用を実現していた。
- 多職種連携の効果としては、福祉用具専門相談員が訪問系サービスの担当者に福祉用具の使用方法や留意事項を情報共有することにより、他職種が福祉用具を使用する場合や、他職種がいる場で利用者が福祉用具を使用する際の利用安全を確

保していた。

- また、福祉用具専門相談員は、他職種の中でも特にリハビリ職と連携し、利用者の身体状況と福祉用具の特性について互いに専門的な観点からの情報を共有することで、適切な福祉用具の選定や、利用者宅での適合確認を実施していることが把握できた。リハビリ職同席の基、福祉用具の選定や適合確認を実施することで、今後想定される利用者の状態変化や必要となる福祉用具の検討等にも繋げられるほか、顔の見える関係性が構築でき、互いの専門性を認知し、1つのチームとして利用者の支援を行うことができていた。

（３）福祉用具貸与サービスのみを利用している場合の多職種連携の実態・効果

- 福祉用具貸与のみ利用している利用者の場合の多職種連携においては、主に福祉用具専門相談員と介護支援専門員のみでの連携が想像されるが、本調査において介護保険等のサービス提供に関わらず、主治医やリハビリ職等の他職種との連携や、地域住民も含めた関係者によって、利用者の在宅生活を支援している実態が把握できた。
- 例えば、具体的な事例として、独居かつ福祉用具貸与サービスのみを利用している利用者の事例において、病院のリハビリ職同席のもと、退院前に福祉用具専門相談員が適合状態を確認し、歩行器を選定していた。また、歩行器があることで利用者は毎日買い物や散歩等の外出をしており、近隣住民との関わりを持つことができていた。ある日、地域住民から最近見かけなくなったとの連絡が介護支援専門員にあり、自宅を訪ねてみると、体調を崩し寝込んでいたところを発見することができた。福祉用具貸与サービスのみ利用者においても、福祉用具の選定時の他職種との連携や、地域ぐるみでの利用者の見守り等、介護保険に関わらずインフォーマルな部分も含めた、多職種連携の実態が確認できた。
- 更に、進行性の難病等の既往病がある利用者については、福祉用具専門相談員は、主治医等の介護保険外の医療系職種とも介護支援専門員を介して、情報共有・連携し、医学的観点からの情報も踏まえた福祉用具の選定、操作方法や留意事項等の説明等を実施していた。具体的な事例として、パーキンソン病を有する、福祉用具貸与サービスのみの利用者の事例では、介護支援専門員が介護保険外の医療職にもサービス担当者会議等の打合せの場に参加できるよう調整し、福祉用具専門相談員も含め、情報共有する場を設けていた。また、福祉用具専門相談員によるモニタリング時の確認においては、パーキンソン病の特性によりオン状態／オフ状態が切り替わる際の影響で利用者の動作が緩慢になった場合でも適切に特殊寝台・手すり・移動用リフト等を活用できているか、姿勢保持ができていないか等、利用者個々の状態に合わせた確認を行っていた。